

- ①1~27, 32~35...前期の別表五（一）の「④」欄と一致していますか（更正後の金額を含みます）
- 1, 2, 26...④欄が株主資本等変動計算書と一致していますか
- 3~25...B/Sに仮払税金がある場合、マイナス表示していますか
- 3~25...消費税の税抜経理を採用している場合、否認額に係る消費税の額の記載もれはありませんか
- 3~25...B/Sの繰延税金資産または繰延税金負債がある場合、その金額と一致していますか
- 3~25...B/Sに自己株式の取得がある場合、その金額と一致していますか
- 3~25...B/Sに未払賞与がある場合、自己否認に係る社会保険料の否認の計上もれはありませんか
- 27...B/Sに納税充当金（未払税金等）がある場合、その金額と一致していますか
- 34, 35...適格合併等の組織再編成があった場合、申告調整もれとなっていませんか（法法26、法令8①）

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書			
		事業年度	平成3 平成3
I 利益積立金額の			
区分	期首現在 利益積立金額	①	
利益準備金	1	2,500,000	
積立金	2		
減価償却超過額	3	80,000	
一括償却資産	4	648,000	
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		
	21		
	22		
	23		
	24		
	25		
繰越損益金（損は△）	26	74,206,115	
納税充当	27	3,627,300	
未納法人税等	28	2,289,200	△
未納道府県民税	29	318,100	△
未納市町村民税	30	113,300	△
差引合計額	31	78,340,815	
II 資本金等の額の			
区分	期首現在 資本金等の額	①	
資本金又は出資金	32	10,000,000	
資本準備金	33		
	34		
	35		
差引合計額	36	10,000,000	

別表五（一） 株式会社A			
計算に関する明細書		当期の増減	差引翌期首現在
減	増	②	③
			①-②+③
			④
80,000	100,000		2,500,000
324,000	691,200		1,015,200
74,206,115	81,099,646		81,099,646
3,627,300	1,258,500		1,258,500
3,433,700	1,144,500	△	776,800
477,100	159,000	△	122,900
169,900	56,600	△	47,400
74,156,715	80,842,146		85,026,246
計算に関する明細書			
当期の増減	差引翌期首現在		
減	増	②	③
			①
			④
			10,000,000
			10,000,000

- ②...適格合併または適格分割型分割により受け入れた金額は「※」を付していますか（当該金額は別表四と別表五（一）の検算式の不一致額となります）（法法28、法令9①）
- ③...否認額は税込で記載していますか（消費税は別欄で記載します）
- 28~30②...当期中に納付した法人税等の合計額と一致していますか
- 31④...別表四との検算式は突合していますか

検算式：別表五（一）31①+別表四49②
 -別表五（一）28~30③の合計額
 =別表五（一）31④
- 36④...別表十四の「10」欄に移記して寄附金損金不算入額を計算していますか
- ③...無償減資による欠損補てんがあった場合、「資本金等の額」の加算処理もれとなっていませんか（法令8①十三）

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度 平成30年度 平成31年度

税目及び事業年度	期末未納税額 (1)	当期発生税額 (2)	充実に上				
				法人税	地方税	道府県民市町村税	事業税
平成29.1.1 ~ 平成30.3.31		2,289,200					
中間分確定		1,144,500					
計		2,289,200					
平成29.1.1 ~ 平成30.3.31		318,100					
中間分確定		159,000					
計		318,100					
平成29.1.1 ~ 平成30.3.31		113,300					
中間分確定		56,600					
計		113,300					
平成29.1.1 ~ 平成30.3.31		906,700					
中間分確定		453,200					
計		1,359,900					
損金算入のもの							
利子税		600,000					
延滞金 (延滞に係るもの)		4,953,200					
印紙他							
消費税等							
加算税及び加算金							
延滞税							
延滞金 (延滞分を除く。)							
過怠税							
計		35,453					
納税充当							
期首納税充当金	30	3,627,300					
繰上還付税額等	31	1,258,500					
計	32	1,258,500					
(31) + (32)	33	1,258,500					
法人税額等	34	2,720,600					
(5の③) + (10の③) + (15の③)	35	906,700					
事業税 (19の③)							

別表五(一)の「28」③欄に移記していますか

別表五(一)の「29」③欄に移記していますか

別表五(一)の「30」③欄に移記していますか

前期更正等に伴い納付することとなる事業税は損金算入していますか (法基通9-5-2)

前期申告減算した未納事業税を当期に損金算入したものは、別表四加算(留保)していますか

中間分事業税の記載もれとありませんか (法基通9-5-1(1))

損金算入のものが含まれていませんか (労働保険等の追徴金、延納に係る延滞金は損金算入) (法法55③④)

印紙税の過怠税 (印紙税の本税相当額も過怠税に含まれます)、交通反則金等は、記載していますか (レッカー代等の徴収金は損金算入) (法法55の③④、法基通9-5-8~10)

別表四の「5」欄で加算(留保)していますか (法法22③)

欠損繰戻し還付税額、所得税額の還付税額等を繰入れた場合 (現金×××/納税充当金×××)、別表四の「6」欄で加算(留保)、「20」欄で減算(流出)していますか (法法22③、26)

損金算入の租税公課 (例：事業税)の還付税額を繰入れた場合 (現金×××/納税充当金×××)、別表四の「6」欄で加算(留保)していますか (法法22③)

損金算入のもの22~23…所得税額または外国税額で税額控除を選択している場合、別表四加算(流出)していますか (法法40、41)

別表五(二)

法人名 株式会社A

平三十・四・一 以後終了事業年度分

期中の納付税額	期末現在未納税額	損金経理による納付	①+②-③-④-⑤
2,289,200	0	1,144,500	776,800
318,100	0	159,000	122,900
113,300	0	56,600	47,400
906,700	0	453,200	453,200
600,000	0	4,953,200	4,953,200
35,453	0		35,453
計			
36			
37			
38			
39			
40	3,627,300		
41	1,258,500		

別表五(一)の「2」,「3」欄で加算(留保)していますか (法法38)

別表五(一)の「2」,「3」欄でマイナスで益金計上している場合、別表四で減算(留保)していますか (法法26)

別表四で減算(留保)していますか

別表四で減算(留保)していますか

別表四で減算(留保)していますか

別表四で減算(留保)していますか (法法38、法基通9-5-1)

申告期限未到来の事業所税を損金算入していませんか (製造原価算入分は損金算入) (法基通9-5-1(1))

賦課決定されていない固定資産税等を損金算入していませんか (法基通9-5-1(2))

別表四「6」で加算(流出)、減算(留保)していますか

別表四で加算(流出)していますか

前期繰越しの仮払税金を当期受入処理したものです (別表五(一)と一致していますか)

B/Sの納税引当金 (未払法人税等)と一致していますか

□別表…(適用要件) 確定申告書に控除を受けるべき金額及びその計算明細の記載がありますか(法68④)

□1~5①…所得税額控除前の金額となっていますか

□1~5①…P/Lの受取利息等の金額をほぼ一致していますか

□1~5①…割引債の償還差益に課される所得税は償還時に税額控除していますか(発行時は割引債の取得価額となります)(措令26の10③)

□1~5①…利払期末到来の未収利子等がある場合、税額控除の対象としていませんか(法基通16-2-2)

□1~5①…外国税額を所得税額控除の対象として(法68)

□1~5①…国外で発行された公社債の利子、株式の配当、投資信託等の収益の分配については、国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合、所得税は源泉徴収され税額控除の対象としていますか(措法8の3、9の2、法68①、法基通16-2-5)

□5…所得税法第174条各号の支払に係る所得税額を記載していますか

上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の特例

	平26.1~
上場株式等の配当	所得税 15% (措法9の3①) 復興特別所得税 0.315% 住民税 5%*
非上場株式等の配当	所得税 20% 復興特別所得税 0.42% (49年12月まで)

※個人にのみ適用されます
・復興特別所得税は平成49年(2037年)12月までに生じた所得税2.1%乗じて適用されます

③ 所得税額の控除に関する明細書

区分	収入
1 公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の全額の分配	
2 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)	
3 集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配	
4 割引債の償還差益	
5 その他	
6 計	

剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配
投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配

個別法による場合	銘柄	収入金額	所得
a 株式会社		100,000	
b 株式会社		30,000	
c 株式会社		35,000	
d 株式会社		10,000	

銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額	所得税額
		13	14

その他に係る控除

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支年

□13~19…簡便法の適用は①公社債、②株式、③投資信託等の受益証券等の区分ごとに選択していますか(例、株式について個別法と簡便法の併用は認められません)(法令140の2③)

金額	①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
1,500	229	229
175,000	35,224	35,224
176,500	35,453	35,453

所得税額	配当等の計算期間	(9)の分の元本	所有期間割合	控除を受ける所得税額
20,420	12	12	1.000	20,420
6,126	12	12	1.000	6,126
7,147	12	12	1.000	7,147
1,531	12	12	1.000	1,531

配当等の計算期末の所有元本数等	配当等の計算期首の所有元本数等	(10)-(11) 2又は12 7(ナスの 場合は0)	所有期間割合 (10)/(11) (小数点以下3位を 四捨五入し、 1を越える場合は1)	控除を受ける所得税額 (8) × (14) × (18)
15	16	17	18	19

を受ける所得税額の明細			
私を受けた月日	収入金額	控除を受ける所得税額	参考
.	20	21	
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			
.			

- 6③…別表四の「29」欄で加算(流出)していますか(法40)
- 6③…別表一(一)の「17」欄と一致していますか
- 8、14…利子及び配当等に課される復興特別所得税の額と所得税の額との合計額を記載していますか
- 10…「9」の期間の内その元本所有期間に対応する期間を記載していますか(例:取得時から事業年度末までの期間ではありません)(法令140の2②③)
- 10…期中に譲渡または取得場合、所有期間の按分計算をしていますか(貸付信託に係るものは不要です)
- 9、10…期間月数に端数が生じたときは1カ月としていますか(法令140の2⑥)

税額控除の対象等	
税額控除の対象となる利子または配当等の種類	控除税額
・ 法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配、 ・ 投資信託若、特定目的信託の収益の分配 ・ 割引債の償還差益(措令26の10③)の所得税額	元本所有期間に対応する部分の所得税額 (法令140の2①一)
上記以外のもの次のようなもの ・ 預貯金の利子 ・ 合同運用信託 ・ 公社債の利子 ・ 特定目的信託の社債的受益権の収益の分配 ・ 公社債投資信託の収益の分配 ・ 公社債等運用投資信託の収益の分配 ・ 資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当	所得税額的全額 (法令140の2①二)

別表…(適用要件) 確定申告書に益金不算入の配当額及び計算明細の記載がありますか (法23⑧)

□1、2、11、12…別表六（一）の「2」①欄の金額とP/Lの受取配当等の額とほぼ一致していますか

□1、2、11、12…金銭以外の資産による配当は含めていますか(法基通3-1-7の5)

□3…負債利子の範囲に誤りはありませんか

①利子税または地方税の延滞金は含める(法基通3-2-2)、②割賦購入資産の利息相当額で資産の取得価額に算入していないものは含めない(法基通3-2-3)、③売上割引料は含めない(法基通3-2-3の2)、④資産の取得価額に含めた利子及び繰延資産として経理した利子は含める(法基通3-2-4の2)、⑤社債発行差金の償却費は含める(法基通3-2-4の2^(注))、⑥信用保証協会への保証料は含めない、⑦その他借入金、社債利息、支払手形の割引料負担額、従業員預り金、営業保証金、敷金、支払留保の売上割戻し、預り金、輸入決済手形借入金等に係る利子は含める(法基通3-2-1、3-2-4)

□13、26…別表四の「14」欄に移記していますか

□27…原則として貸借対照表の金額ですが、次の項目を調整していますか(法令22①、法基通3-2-5、3-2-5の2)

①固定資産の圧縮記帳を損金経理に代えて圧縮積立金として積み立てた金額は減算します
②準備金方式による特別償却として積み立てた金額は減算します
③土地の再評価に係る再評価差額を減算します
④貸倒引当金がある場合の金銭債権の帳簿価額はその控除前とすることができる(注記方式を含む)
⑤退職給付信託の信託財産がB/Sに計上されず注記方式で記載がある場合は加算することができる

□27~30の前期末現在額…合併があった場合は被合併法人の分は含めないで計算していますか(法令22①)

□30…税務計算上の金額としていますか

□30…配当等の有無に関わらず記載していますか(法基通3-2-8)

① 受取配当等の益金不算入に関する明細書 事業年度 平成30年度 平成31年度

当年度実績により負債利子の額を計算する場合			
完全子法人株式会社等に係る受取配当等の額 (31の計)	1		100,000
受取配当等の額 (34の計)	2		30,000
当期に支払う負債利子等の額	3		527,366
負債			
連結法人に支払う負債利子等の額	4		
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)の「5」のうち多い金額又は別表十七(二)の「30」と別表十七(三)の「17」のうち多い金額)	5		
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の「10」)	6		
計 (3)-(4)-(5)+(6)	7		527,366
期末関連法人株式等の帳簿価額 (30の計)	8		376,603,411
期末関連法人株式等の帳簿価額 (30の計)	9		4,000,000
受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (7) × (9)	10		5,601
その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)	11		35,000
非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)	12		10,000
受取配当等の益金不算入額 (1)+(2)-(10)+(11)×50%+(12)×20%	13		143,899
当年度実績による場			
区分		総資産の帳簿価額	
前期末現在額		187,132,037	
当期末現在額		189,471,374	
計		376,603,411	
受取配当等の			
完全子法人株式会社等の所在地			
a 株式会社		東京都〇〇区〇〇町〇	
計			
関連法人株式等の所在地			
b 株式会社		神奈川県横浜市〇〇区〇〇町〇	平成29.4.1 平成30.3.31 35.00%
計			
その他株式等の所在地			
c 株式会社		東京都〇〇区〇〇町〇	
計			
非支配目的株式等の所在地			
d 株式会社		東京都〇〇区〇〇町〇	平成30.3.31 0.00%
計			

基準年度実績により負債利子の額を計算する場合			
完全子法人株式会社等に係る受取配当等の額 (31の計)	14		100,000
受取配当等の額 (34の計)	15		30,000
当期に支払う負債利子等の額	16		527,366
負債			
連結法人に支払う負債利子等の額	17		
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二)の「5」のうち多い金額又は別表十七(二)の「30」と別表十七(三)の「17」のうち多い金額)	18		
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の「10」)	19		527,366
計 (16)-(17)+(18)	20		1,044,856
平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の合計額	21		12,539
負債利子 (21) (小数字以下3位未満切捨て)	22		0.012
受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19) × (22)	23		6,328
その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)	24		35,000
非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)	25		10,000
受取配当等の益金不算入額 (14)+(15)-(23)+(24)×50%+(25)×20%	26		143,172
合の総資産価額等の計算			
連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	27		
計 (27)-(28)	28		187,132,037
期末関連法人株式等の帳簿価額	29		2,000,000
計	30		2,000,000
前期末現在額	31		189,471,374
当期末現在額	32		2,000,000
計	33		376,603,411
受取配当等の額の計算期間	34		
平成29.4.1	35		100,000
平成30.3.31	36		100,000
計	37		100,000
受取配当等の額の明細			
受取配当等の額	38	左のうち益金の額に算入される金額	受取配当等の額
30,000	39	30,000	30,000
30,000	40	30,000	30,000
受取配当等の額	41	左のうち益金の額に算入される金額	受取配当等の額
35,000	42	35,000	35,000
35,000	43	35,000	35,000
受取配当等の額	44	左のうち益金の額に算入される金額	受取配当等の額
10,000	45	10,000	10,000
10,000	46	10,000	10,000

□20、21、24…適格合併が行われた場合、被合併法人分を含めていますか(合併法人及び被合併法人が共に平成27年4月1日に存在)(法令22④)

□31、32、35、41…次のものは記載されていませんか(法23①、法基通3-1-1等)

①保険会社からの契約者配当金、②協同組合等からの事業分量配当金、③証券投資信託の特別分配金(所得税額控除の対象外)、④外国法人からの配当金、⑤配当落調整金、⑥失念株式に係る配当金、⑦公社債投信の分配金、⑧短期所有株式に係る配当金、⑨相互会社からの基金利息、⑩公益法人からの配当金、⑪外国法人の発行している証券投資信託の収益の分配金、⑫割引債券の償還差益、⑬特定目的会社からの配当(措法67の14⑥)、⑭不動産投資信託(REIT)からの配当(措法67の15⑦)⑮公社債の利子の額、⑯MMF(追加型公社債投資信託)等の公社債投資信託・公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額(外国株指指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託(ETF)の収益の分配の額を除く)、⑰不動産投資信託の収益の分配の額、⑱オープン投資信託の特別分配金の額、⑲匿名組合契約の分配金

□31、32、35、41…次のものは記載されていますか(法23、24、法令19の2、法基通3-1-1等)

①未取配当金、②みなし配当金、③名義株式の配当金、④特定金銭信託の配当金、⑤中間配当金、⑥証券投資信託の収益の分配金、⑦特定株式投資信託(ETF)の収益の分配の額(措法67の6)

受取配当等の益金不算入割合	
平27.4.1以後開始する事業年度	
区分	益金不算入割合
完全子法人株式会社等(株式等保有割合100%)	100%
関連法人株式会社等(株式等保有割合1/3超)	100% (負債利子控除後の額)
その他の株式等(株式等保有割合5%超1/3以下)	50%
非支配目的株式等(株式等保有割合5%以下、特定株式投資信託)	20%
株式投資信託の分配金(特定株式投資信託除きます)	0%

※関係法人株式等…次の(1)~(3)の株式をいいます(法令22の2)
 (1)発行済株式等の総数25%以上の株式等を配当等の支払確定日以前6月以上継続保有している場合(当該保有期間には適格組織再編成等により被合併法人等から当該株式等の移転を受けた場合の当該被合併法人等の保有期間が含まれる)
 (2)配当等の支払義務確定日以前6月以内に設立された法人から受ける配当等その設立日から支払義務確定日まで継続保有している場合
 (3)株式移転により設立された完全親会社、当該株式移転による完全子会社の発行済株式等の総数の25%以上の株式を当該設立の日から当該完全子会社株式に係る最初の配当等の支払義務確定日まで継続して保有している場合

□32…次に該当する有価証券ですか(法令22の3)

①内国法人が他の内国法人の発行済株式等の総数又は総額の1/3を超える数又は金額を有している
 ②配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して有している

